

事業評価結果の公表の根拠規定

強い農業づくり交付金実施要綱

(平成17年4月1日付16生産第8260号農林水産事務次官依命通知)

(改正 平成26年4月1日付25生産第3419号)

第8 対策の評価

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別表3に規定する項目を含めて評価報告を作成し、その結果を都道府県知事に報告するものとする。

なお、次に掲げる事業の場合は、中間的な評価を以下の時期に実施するものとする。

(1) 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ウ)及び3の(1)のアの(ア)のうち茶の優良品種系統等への改植の場合は、事業実施年度から4年度目

(2) 別表1のIのメニューの欄の1の(1)のアの(ウ)及び3の(1)のアの(ア)のうち果樹の優良品種系統等への改植・高接の場合は、事業実施年度から5年度目

- 2 都道府県知事は、1の事業実施主体からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果を目標年度の翌年度の9月末までに別紙様式2号及び5号により地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、事業実施主体を指導するものとする。

- 3 都道府県知事は、この点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。

- 4 地方農政局長等は、2の都道府県知事からの報告を受けた場合には、内容を点検評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じこの評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。

なお、当該評価結果を生産局長等に報告するものとする。

- 5 地方農政局長等は、4の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。

- 6 生産局長等は、4の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、本対策の関係者以外の者の意見を聴取しつつ、評価結果をとりまとめ、次年度の適正な対策の執行及び交付金の配分に反映させるものとする。

7 事業評価を行った事業実施主体、都道府県知事、地方農政局長等及び生産局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

- 8 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。